

## 「農業共済組合連合会等に係る検査マニュアル」の一部改正について

令和 7 年 1 2 月  
農 林 水 産 省  
大臣官房検査・監察部

### I 改正概要

農業共済関係法令及び通知（※1）の一部改正に伴い、農業共済組合連合会等検査実施要項（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 検査第 6 号農林水産省大臣官房検査部長通知）別添 3「農業共済組合連合会等に係る検査マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の一部改正を行う。

（※1）農業共済関係法令及び通知（マニュアルの一部改正に関連するもの）

- ①農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）
- ②農作物共済引受要綱（平成 30 年 5 月 8 日付け 30 経営第 380 号農林水産省経営局長通知）
- ③農作物共済損害評価要綱（平成 30 年 5 月 8 日付け 30 経営第 380 号農林水産省経営局長通知）
- ④畑作物共済引受要綱（平成 30 年 7 月 27 日付け 30 経営第 1044 号農林水産省経営局長通知）
- ⑤畑作物共済損害評価要綱（平成 30 年 9 月 25 日付け 30 経営第 1289 号農林水産省経営局長通知）
- ⑥家畜共済事務取扱要領（平成 30 年 10 月 2 日付け 30 経営第 1400 号農林水産省経営局長通知）
- ⑦家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱（昭和 42 年 8 月 7 日付け 42 農経 B 第 2204 号農林事務次官依命通知）
- ⑧農業経営収入保険事業実施要領（平成 30 年 9 月 28 日付け 30 経営第 1431 号農林水産省経営局長通知）
- ⑨農業経営収入保険事業の事務処理のポイント（令和 4 年 6 月 22 日付け 4 経営第 949 号農林水産省経営局保険課長通知）

#### 1 農作物共済及び畑作物共済関係

畑作物の直接支払交付金の数量払及び甘味資源作物交付金の交付対象者の共済金額について、消費税の免税事業者又は課税事業者の別に応じた金額とされたことに伴う改正

【マニュアルの該当箇所】

- ・引受リスク等関係チェックリスト例〔農作物共済〕
- ・引受リスク等関係チェックリスト例〔畑作物共済〕
- ・損害評価等関係チェックリスト例〔農作物共済〕
- ・損害評価等関係チェックリスト例〔畑作物共済〕

## 2 家畜共済関係

疾病障害共済における共済金の受領について、従来、共済加入者は委任状（共済金の受領を獣医師に委任するもの）を共済金の請求の都度、組合に提出することとされていたが、組合の事務負担軽減の観点から、共済掛金期間（原則1年）ごとに一度共済加入者から組合に提出すればよいこととするとともに、併せて不正な共済金支払請求の防止措置を講ずる見直しが行われたことに伴う改正

### 【マニュアルの該当箇所】

- ・引受リスク等関係チェックリスト例〔家畜共済〕
- ・損害評価等関係チェックリスト例〔家畜共済〕

## 3 農業経営収入保険関係（※2）

- （1）基準収入の算定において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第3条第1項各号の交付金が、農産物の生産量の多寡にかかわらず対象となるものとされたことに伴う改正
- （2）前年の保険契約に基づき積立方式の補填金（特約補填金）の支払を受ける者について、保険期間の前年の収入を申告する際に補償方式の変更（積立方式あり→保険方式のみ）が可能とされたことに伴う改正
- （3）つなぎ資金の貸付対象者の見直しに伴う改正
- （4）つなぎ資金の償還又は返還に関して、精算不足金又は返還請求金額と積立金との相殺に係る規定が追加されたことに伴う改正
- （5）過去5年間に自然災害により青色申告書の提出が困難であった期間が含まれる場合の取扱いが規定されたことに伴う改正

### 【マニュアルの該当箇所】

- ・引受リスク等関係チェックリスト例〔農業経営収入保険〕
- ・損害評価等関係チェックリスト例〔農業経営収入保険〕

## 4 その他

用語、条ズレの修正その他の農業共済関係通知との整合性を図るための改正を行う。

## II 施行時期

令和7年12月22日（一部経過措置あり）